

2012年度 地方交付税算定結果の検証（下）

飛 田 博 史

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1. 2012年度地方財政計画を振り返る | |
| 2. 普通交付税算定結果 | |
| 3. 算定基礎の状況 | (以上 7月号) |
| 4. 交付税算定結果の分析 | (以下 本号) |
| 5. 特別交付税の状況 | |
| 6. 2013年度算定と今後の展望について | |

4. 交付税算定結果の分析

これまでの算定基礎の各種改定を踏まえ、2012年度普通交付税算定の結果を詳細にみていこう。

(1) 需要額と収入額の推移

まず、需要額と収入額および普通交付税の推移から2012年度の算定結果をみてみよう。

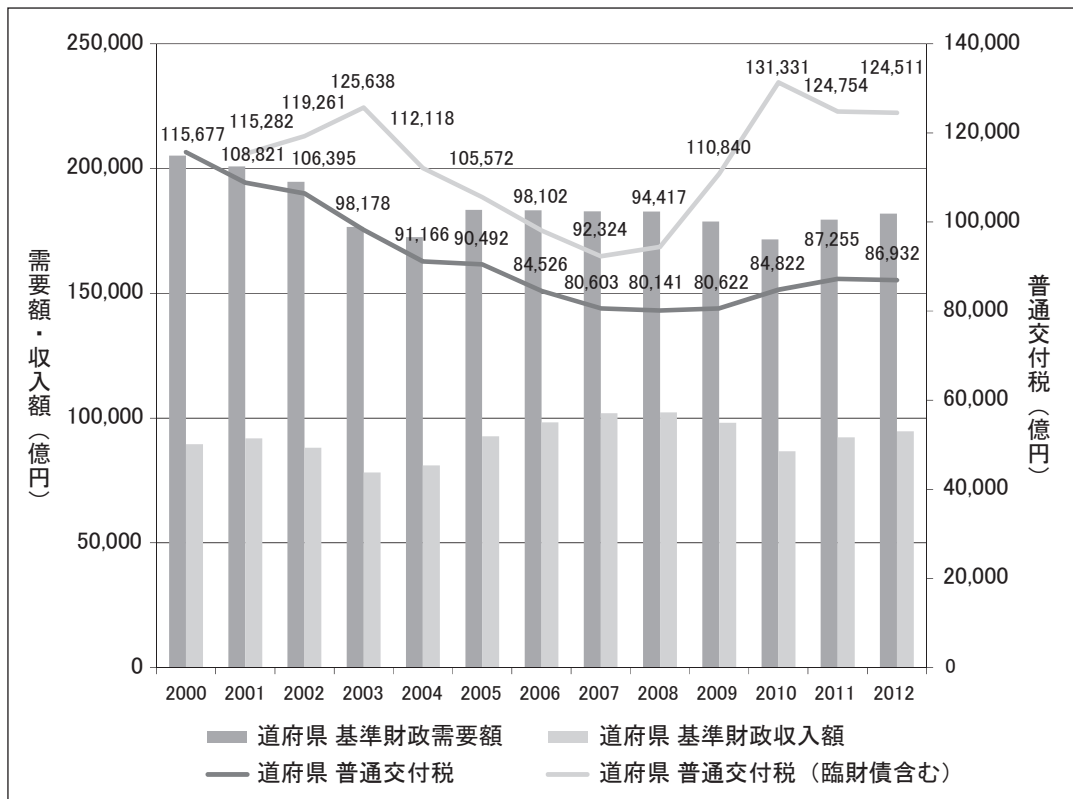
図表10-1・2は、道府県分、市町村分の2000年度以降の需要額（臨財債控除後）と収入額および普通交付税の推移である。普通交付税の2本の折れ線グラフは実際の交付額（「名目額」と呼ぶ）と臨財債を加算した実質的な普通交付税（「実質額」と呼ぶ）を表している。

道府県、市町村とも2000年度以降、需要額の減少とともに名目額の普通交付税が減少しており、いわゆる「交付税ショック」といわれた2004年度は、三位一体改革の影響により実質額の交付税も減少に転じている。2005年度から2007年度にかけても普通

交付税は名目・実質ともに減少傾向にあるが、これは景気回復、恒久的減税の廃止（2005～06年度）、税源移譲（2007年度）などによる収入額の増加の効果で、地方の財源不足が大幅に縮小したことによる。

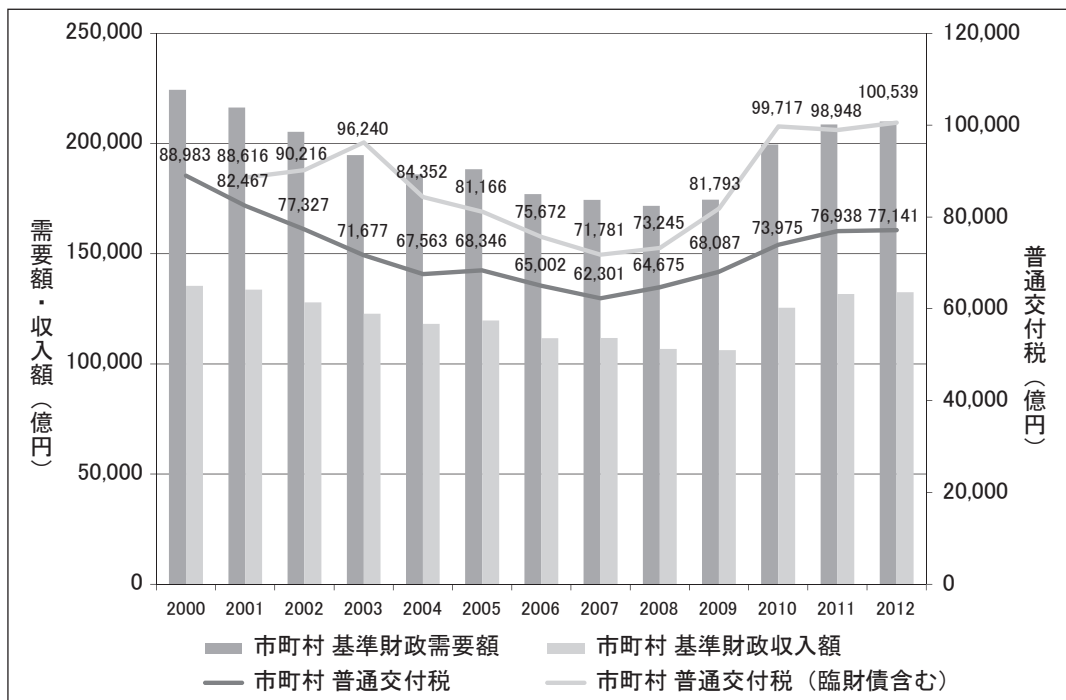
ところが、2009年度以降はいわゆるリーマンショックにともなう経済危機により税収が激減し、需要額と収入額のギャップが再び拡大するなかで普通交付税が増加した。ただし、この間の普通交付税の名目額と実質額をみると大きくかい離しており、道府県、市町村とも臨財債への依存度が高くなっている。2012年度の交付税は道府県分が名目額で8兆6,932億円、実質額で12兆4,511億円、市町村分が名目額で7兆7,141億円、実質額で10兆539億円といずれもほぼ2011年度並みとなっている。

<図表10-1> 普通交付税算定の推移（交付団体 道府県分）



(資料) 総務省「地方交付税算定計数資料」より作成

＜図表10－2＞ 普通交付税算定の推移（交付団体 市町村分）



(資料) 同上

(2) 圏域別交付状況

次に普通交付税の道府県分と市町村分をあわせた地方総額の圏域別⁽¹⁾交付状況をみてみよう。

図表11－1・2は2000年度以降の普通交付税の圏域別配分比率を表したものである。11－1は臨財債を含まない名目額の配分、11－2は臨財債を含む実質額による配分状況を示している。

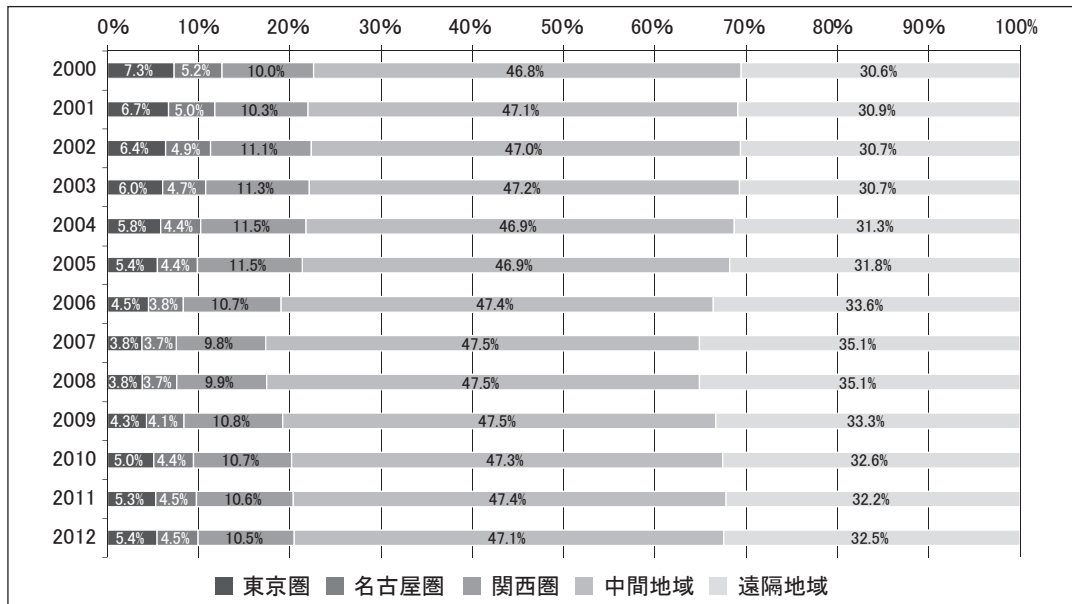
(1) 本稿では47都道府県を以下の5圏域に区分する。

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）、関西圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）以上「三大都市圏」と呼ぶ

中間地域（宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県）、遠隔地域（北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）以上「地方圏」と呼ぶ

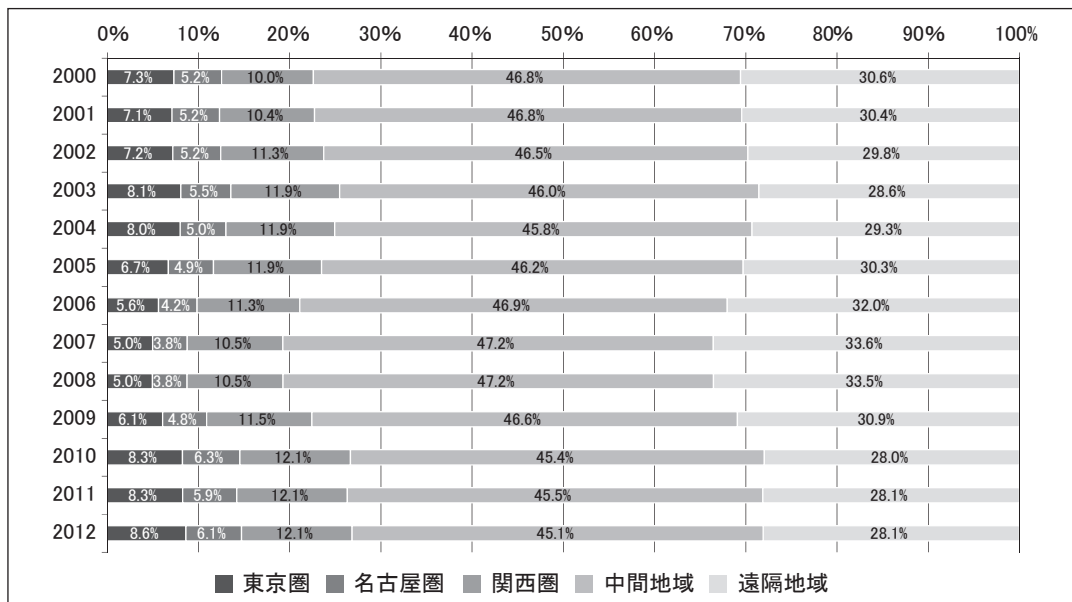
なお圏域区分については町田俊彦「地方交付税の地域格差は正機能の低下『東京一極集中』」林健久他編『グローバル化と福祉国家財政の再編』を参照した。

<図表11-1> 普通交付税の配分状況（地方計）



(資料) 同上

<図表11-2> 普通交付税の配分状況（地方計 臨財債含む）



(資料) 同上

おおむね景気動向に応じて、三大都市圏の構成比が大きく変動しており、景気回復局面では大都市自治体の不交付団体の増加や財源不足の圧縮にともない、構成比が縮小し、景気後退局面ではその逆の傾向が見られる。

景気回復局面にかかる2000年代半ばには、大都市を中心に不交付団体が増加したことから配分比率が低下したが、2008年のリーマンショック以降の景気悪化により大都市の交付団体が増加し、三大都市圏の配分割合が上昇している。この結果、相対的に地方圏の配分比率が減少している。

2012年度の普通交付税の圏域別の割合は、名目額でみると三大都市圏が20.4%（東京圏5.4% 名古屋圏4.5% 関西圏10.5%）、中間地域が47.1%、遠隔地域が32.5%。実質額でみると、三大都市圏が26.8%（東京圏8.6% 名古屋圏6.1% 関西圏12.1%）、中間地域が45.1%、遠隔地域が28.1%であり、臨財債控除前と後で比較すると三大都市圏が6.4ポイント下落、地方圏が6.4ポイント上昇している。このことはもし臨財債に振り替えずに交付税を配分した場合に、三大都市圏の配分率が上昇することを意味しており、臨財債への振り替えにより、大都市圏への交付税配分を抑制し、地方への配分を確保する算定結果を表している。このことは第2章（自治総研7月号）で実証したように、財政力が高い都市部で臨財債への振替率が高かったことと符合する。すなわち都市部の財源不足は当面、臨財債で自ら補てんする比重を高め、財政力の低い地方圏ではそれを交付税で補てんする比重を高めるといふ、いわば臨財債自体の財政調整の機能を高めたといふことができる。

(3) 項目別基準財政需要額の状況

次に項目別需要額の状況を前年度と比較してみる。

図表12-1・2は道府県分、市町村分の需要額総額を項目別にみたものである⁽²⁾。

道府県、市町村ともに投資的な経費の一部（道路橋りょう費・港湾費等）、教育関連（小中学校費等）、総務費（戸籍住民基本台帳費、包括算定経費（人口））などで前年度比減となっており、社会保障関連（生活保護費、社会福祉費等）、公債費、臨時経費（地域経済・雇用対策費）、包括算定経費（面積）などが増加要因である。

これらは、おおむね単位費用の動向と一致するが、教育関連では測定単位の減少の影響も大きい。

2012年度の臨財債控除前の需要額に占める主な項目の割合でみると、個別算定経費が道府県分が80.3%、市町村分が75.6%といずれも高い割合を占めており、このうち生活保護費等の厚生労働関連の割合は道府県が24.9%、市町村が33.4%といずれも前年度よりも増加している。この割合は年々上昇している。

また、いわゆる別枠加算の臨時経費である地域経済・雇用対策費は道府県分で1.4%、市町村分で1.3%と全体の中では小さいが、既述のように町村では比較的高い割合を占めている。

公債費は道府県分が12.9%、市町村分が12.4%とほぼ同様の割合を占めており、経年的にみても安定している。

包括算定経費は人口を測定単位とする総務費関連部分と面積を測定単位とする河川や農林関連の投資的経費部分からなる。前者は定員合理化などが反映され減少要因、後者は増加要因となっているが全体に占める割合は若干減少している。

(2) 需要額は、入手資料の都合上、市町村合併による合併算定替えがない場合の「一本算定」のデータで分析している。また、財源不足・超過団体をあわせた総額で分析したのは交付団体数の変動の影響を回避するためである。

<図表12-1> 項目別基準財政需要額（道府県分・総額）

（単位：千円）

	項目	測定単位	2011	2012	伸び率
個別算定経費	警察費	警察職員数	2,162,997,250	2,152,785,208	-0.5%
	道路橋りょう費	道路の面積	318,696,763	310,369,440	-2.6%
		道路の延長	674,348,025	661,206,084	-1.9%
	河川費	河川の延長	90,776,387	91,415,764	0.7%
	港湾費（港湾）	係留施設の延長	31,815,462	31,608,561	-0.7%
		外郭施設の延長	39,787,632	40,058,305	0.7%
	港湾費（漁港）	係留施設の延長	10,154,869	9,747,537	-4.0%
		外郭施設の延長	20,224,194	20,116,860	-0.5%
	その他の土木費	人口	152,177,871	139,025,358	-8.6%
	小学校費	教職員数	2,854,853,732	2,759,244,345	-3.3%
	中学校費	教職員数	1,644,418,237	1,598,299,516	-2.8%
	高等学校費	教職員数	1,410,636,851	1,371,069,154	-2.8%
		生徒数	213,765,072	213,158,066	-0.3%
	特別支援学校費	教職員数	588,622,048	584,475,222	-0.7%
		学級数	70,500,170	67,333,602	-4.5%
	その他の教育費	人口	205,669,643	202,407,689	-1.6%
		公立大学等学生数	122,171,652	123,779,854	1.3%
		私立大学等学生数	554,262,610	562,710,323	1.5%
	生活保護費	人口	107,655,407	113,128,844	5.1%
	社会福祉費	人口	1,297,714,731	1,388,533,620	7.0%
	衛生費	人口	1,509,607,147	1,750,566,732	16.0%
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	1,273,602,255	1,344,824,592	5.6%
		75歳以上人口	1,202,534,583	1,294,795,650	7.7%
	労働費	人口	65,634,279	61,423,713	-6.4%
	農業行政費	農家数	415,374,000	401,285,850	-3.4%
	林野行政費	公有以外の林野の面積	98,438,290	95,839,143	-2.6%
		公有林野の面積	26,616,016	26,616,016	0.0%
	水産行政費	水産業者数	40,878,040	40,330,290	-1.3%
	商工行政費	人口	250,529,685	246,295,561	-1.7%
	徴税費	世帯数	314,485,677	314,328,600	0.0%
	恩給費	恩給受給権者数	25,676,179	21,412,061	-16.6%
	地域振興費	人口	860,717,828	850,613,237	-1.2%
地方再生対策費	人口	112,351,135		皆減	
雇用対策・地域資源活用推進費	人口	224,926,485		皆減	
地域経済・雇用対策費	人口		329,730,078	皆増	
個別算定経費等計（公債費除く）		18,992,620,205	19,218,534,875	1.2%	
公債費		3,018,251,194	3,091,983,931	2.4%	
包括算定経費	人口	1,238,055,731	1,221,119,027	-1.4%	
包括算定経費	面積	395,965,879	405,087,643	2.3%	
包括算定経費計		1,634,021,610	1,626,206,670	-0.5%	
合計（臨財債控除前）		23,644,893,009	23,936,725,476	1.2%	
臨財債（控除）		3,823,450,004	3,793,550,051	-0.8%	
合計（控除後）		19,821,443,005	20,143,175,425	1.6%	
臨財債控除前需要額に占める割合	個別算定経費（公債費除く）		80.3%	80.3%	
	うち厚生労働関連		23.1%	24.9%	
	うち地方再生対策費＋別枠関連		1.4%	1.4%	
	公債費		12.8%	12.9%	
	包括算定経費		6.9%	6.8%	

（資料） 同上

<図表12-2> 項目別基準財政需要額（市町村分・総額）一本算定

(単位：千円)

項目	測定単位	2011	2012	伸び率	
個別算定経費	消防費	人口	1,621,711,856	1,632,812,451	0.7%
	道路橋りょう費	道路の面積	577,270,586	569,253,272	-1.4%
		道路の延長	670,080,651	634,359,902	-5.3%
	港湾費（港湾）	係留施設の延長	15,357,466	14,738,294	-4.0%
		外郭施設の延長	21,426,067	21,565,341	0.7%
	港湾費（漁港）	係留施設の延長	9,745,278	9,532,539	-2.2%
		外郭施設の延長	11,313,353	11,341,771	0.3%
	都市計画費	都市計画区域における人口	196,382,348	190,139,761	-3.2%
	公園費	人口	112,176,659	102,428,476	-8.7%
		都市公園の面積	33,672,693	34,089,508	1.2%
	下水道費	人口	620,251,032	640,627,510	3.3%
	その他の土木費	人口	319,103,072	305,361,340	-4.3%
	小学校費	児童数	318,412,874	325,248,356	2.1%
		学級数	345,942,972	340,682,532	-1.5%
		学校数	211,027,523	208,438,268	-1.2%
	中学校費	生徒数	148,616,886	150,656,363	1.4%
		学級数	196,402,402	185,802,492	-5.4%
		学校数	101,352,347	100,243,750	-1.1%
	高等学校費	教職員数	95,026,982	91,836,928	-3.4%
		生徒数	17,327,475	17,574,203	1.4%
	その他の教育費	人口	800,855,607	792,632,179	-1.0%
		幼稚園の幼児数	105,039,175	103,532,076	-1.4%
	生活保護費	市部人口	1,035,160,013	1,096,854,680	6.0%
	社会福祉費	人口	2,462,503,765	2,559,821,197	4.0%
	保健衛生費	人口	1,470,677,737	1,474,776,238	0.3%
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	1,816,721,763	1,879,174,241	3.4%
		75歳以上人口	1,103,800,820	1,153,845,495	4.5%
	清掃費	人口	1,021,591,242	962,346,550	-5.8%
	農業行政費	農家数	306,664,773	282,648,105	-7.8%
	林野水産行政費	林業水産業の従業員数	108,385,215	111,511,517	2.9%
	商工行政費	人口	230,788,990	229,053,717	-0.8%
	徴税費	世帯数	271,906,451	256,580,294	-5.6%
戸籍住民基本台帳費	戸籍数	80,719,111	80,395,763	-0.4%	
	世帯数	144,088,486	120,777,594	-16.2%	
地域振興費	人口	1,387,648,495	1,365,460,090	-1.6%	
	面積	124,776,976	125,634,054	0.7%	
地方再生対策費	人口	139,256,741		皆減	
	耕地及び林野面積	18,551,744		皆減	
雇用対策・地域資源活用推進費	人口	182,111,374		皆減	
地域経済・雇用対策費	人口		316,562,664	皆増	
個別算定経費等計（公債費除く）		18,453,849,000	18,498,339,511	0.2%	
公債費		2,992,272,675	3,041,576,663	1.6%	
包括算定経費	人口	2,651,369,761	2,596,258,616	-2.1%	
包括算定経費	面積	340,784,266	342,991,360	0.6%	
包括算定経費計		2,992,154,027	2,939,249,976	-1.8%	
合計（臨財債控除前）		24,438,275,702	24,479,166,150	0.2%	
臨財債（控除）		2,257,635,374	2,284,296,621	1.2%	
合計（控除後）		22,180,640,328	22,194,869,529	0.1%	
臨財債控除前需要額に占める割合	個別算定経費（公債費除く）		75.5%	75.6%	
	うち厚生労働関連		32.3%	33.4%	
	うち地方再生対策費＋別控関連		1.4%	1.3%	
	公債費		12.2%	12.4%	
	包括算定経費		12.2%	12.0%	

(資料) 同上

(4) 補正係数の状況（補正全般、段階補正）

◆ 市町村分の補正係数による効果の検証

補正係数は需要額項目ごとに設定された複数の補正係数を累乗加算して、最終補正係数を計算する。需要額はこの最終補正係数で測定単位を補正し、単位費用を乗じて算定している。

したがって、補正前の測定単位と補正後の測定単位に、当該年度の単位費用をそれぞれ乗じた需要額の差額を伸び率であらわすと、項目ごとの需要額の「補正率」となる。

そこで市町村分の算定について、市と町村の補正率の推移をみてみよう。

図表13は2000年度以降の需要額の補正率の推移である。基本的に各種行政経費が割高になる町村分の補正率が総じて高いが、いずれの場合も2000年度を起点に低下傾向がみられる。ただし、町村の補正率は2008年の1.53を底に若干引き上げ横ばいで推移してきた。2012年度は1.57とさらに若干上昇している。

町村の補正率が底を打った時期は、小泉改革以降の自治体間の格差拡大の批判が高まり、格差是正が地方から強く求められた時期で、これを受けて、がんばる地方応援プログラム（2007年度～2009年度）、地方再生対策費（2008年度～2011年度）、地域雇用創出推進費などの別枠加算関連（2009年度～）、段階補正・人口急減補正の復元（2010年度）などが導入されていった時期と符合する。

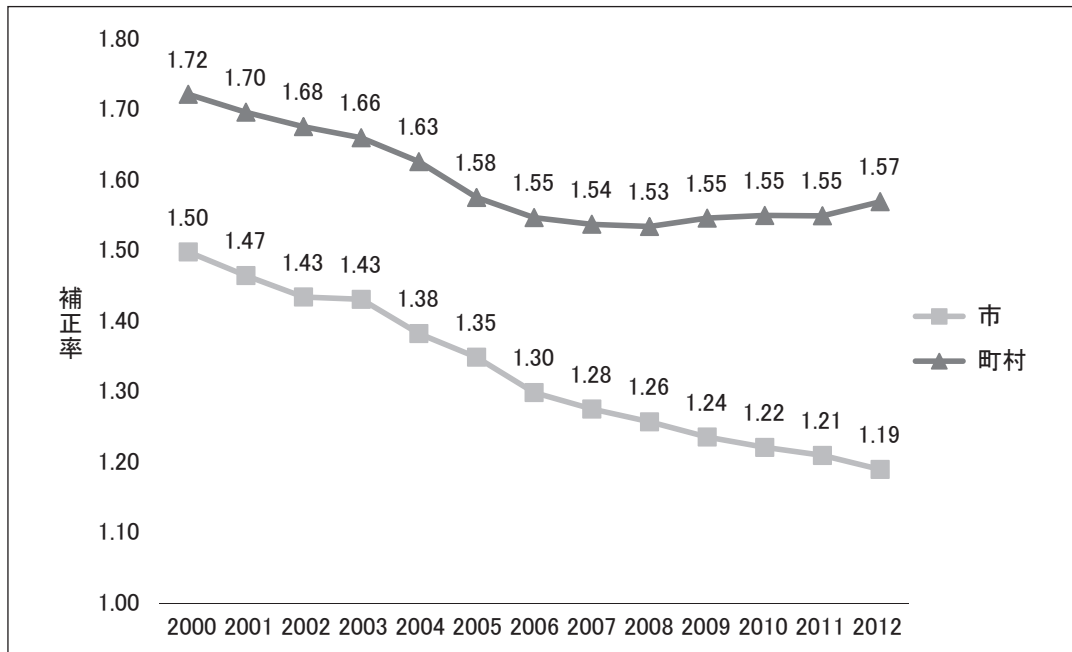
2012年度の地域経済・雇用対策費も町村等への傾斜配分の傾向をもつ算定となっている。

これに対し、市の補正率は低下傾向にあり2012年度は1.19となっている。これは都市部の割増算定を担う普通態容補正の低下、事業費補正の廃止縮減などの影響が推察される。

昨年同様、市では補正による割り増し効果が年々低下し、交付税配分が平準化の方向へ向かい、町村については格差是正の目的で割り増し効果が維持される傾向がうかがわれる。

なお、市のなかでは大都市と一般市のあいだで、割り増し効果には大きな差があるとみられる。

<図表13> 市、町村別の補正率の推移



(資料) 同上

では、具体的にどのような補正係数が影響しているのだろうか。分析の基礎資料では「加算」に用いられる補正係数について、需要額の増額分が掲載されているので、全体の割増額から各種加算分の補正係数について、その補正率を抽出して試算し、残余の部分を「その他」として、補正係数ごとの効果を推計した。なお、段階補正や臨時経費等の補正は「その他」に含まれる。

図表14は市町村分の試算結果を経年的に表したものである。縦軸は補正率であり、それぞれの項目を積算すると全体の補正率の小数点以下（たとえば1.29倍であれば0.29の部分）を表す。

補正係数のうち事業費補正、密度補正、その他の補正が大きな割合を占めている。経年的には減少傾向にあり、事業費補正やその他の補正率が低下していることがわかる。

事業費補正は地方債の発行実績にもとづく元利償還金に応じて補正する補正係数であり、90年代には景気対策にともない地方の単独公共事業を促進するために拡充された。2000年代に入り、景気誘導型の算定方法に批判が高まり、小泉政権下で

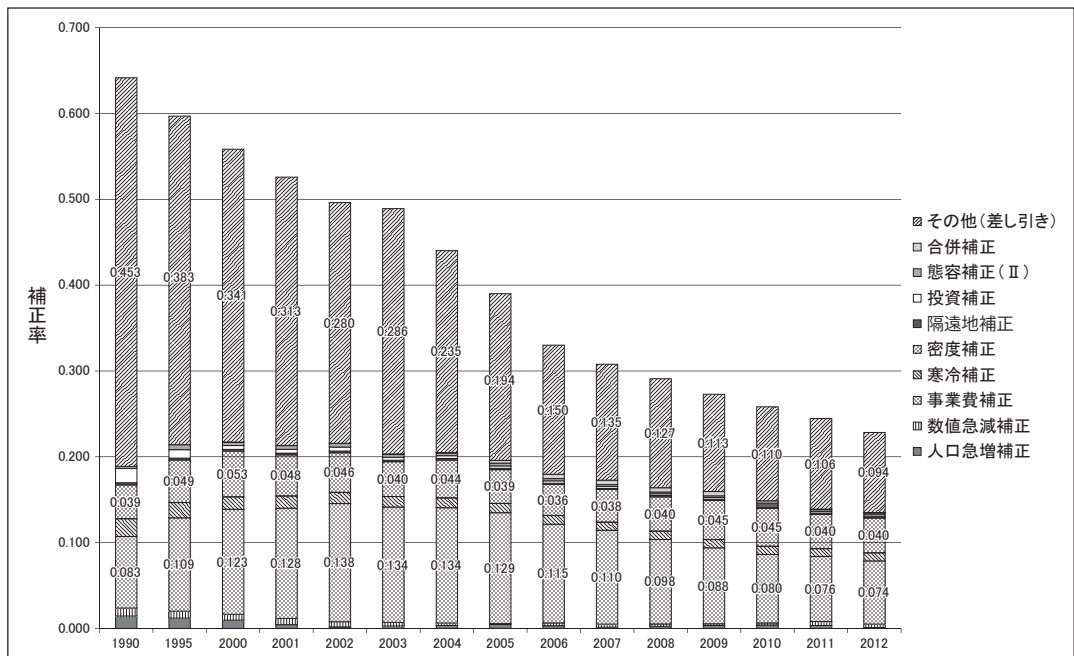
2002年度以降、適用廃止や算入率引き下げなどにより整理合理化が図られた。さらに2010年度には前年度の地方分権改革推進委員会第4次勧告を踏まえ、新規事業における事業費補正を原則廃止し、単位費用に算入するいわゆる標準事業費方式への見直しが図られた。ただし、既発債および2009年度までに着手した継続事業、2009年度以前に合併した団体の合併特例債、合併推進債の元利償還金については適用が継続される。

補正率は2002年度の0.138をピークに減少に転じ、2012年度は0.074と前年度から0.002ポイント低下している。

その他についても、2012年度は0.094と前年度から0.012ポイント低下している。この補正係数の影響を特定することはできないが、各項目で適用数が多い段階補正、普通態容補正などが一定の影響を及ぼしていると推察される。

小規模団体の経費の割高傾向を反映する段階補正は、2002年度から2004年度にわたる見直しにより縮減され、2010年度に一部復元されたものの、市町村全体では低下傾向にある。

<図表14> 補正係数別の補正率の分析（市町村）



(資料) 同上

普通態容補正は地域手当（地域給）の見直しなど人件費削減の影響が考えられる。
 なお、適用数が多い密度補正は各自治体の人口密度や施設密度等の多寡による行政経費の差を算定するものであるが、これは比較的安定的に推移している。

◆ 段階補正の分析

2000年代前半を中心に引き下げられ、2010年度に一部復元された段階補正は現在どのような算定状況になっているだろうか。

図表15は社会福祉費を例に人口規模ごとの段階補正の補正率を試算したものである。

段階補正は人口10万人以下から割り増し補正となり、少ない人口ほどその率が高

くなる。2012年度の試算結果は人口2万人以下では補正率が若干低下している。2009年度以降でみると10万人以下の各人口段階では率が上昇してきたが、ここに来て微減となっている。

次に段階補正が適用される全項目について、その上限値の推移をみてみよう。上限値とは小規模自治体の算定結果にキャップをかけるものである。段階補正の全般的な増減の傾向を推測するうえで重要な目安である。

図表16は2007年度以降の市町村算定分の段階補正適用項目について、上限値を整理したものである。

2010年度と2011年度が前年度比で上昇した項目が最も多く、2012年度は6項目である。

いくつかは減少に転じているが、依然として増加あるいは前年度並みの項目が半数以上を占めている。

なお、このほか生活保護費、地域振興費（人口）、地域経済・雇用対策費にはこうした上限額がない。

＜図表15＞ 社会福祉費の段階補正係数の比較

測定単位（万人）	2009	2010	2011	2012
150	0.851	0.843	0.842	0.842
50	0.893	0.888	0.885	0.885
30	0.922	0.917	0.915	0.915
10	1.000	1.000	1.000	1.000
3	1.070	1.093	1.093	1.093
2	1.110	1.140	1.160	1.155
1.2	1.177	1.213	1.233	1.232
0.8	1.275	1.315	1.345	1.343
0.5	1.404	1.450	1.480	1.476
上限値	1.490	1.540	1.570	1.565

（資料） 同上

<図表16> 段階補正の上限値

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
消防費（人口）	1.935	1.940	1.980	2.035	1.980	2.065
その他の土木費（人口）	1.640	1.705	1.700	1.740	1.680	1.650
その他の教育費（人口）	2.050	2.115	2.145	2.180	2.155	2.160
社会福祉費（人口）	1.465	1.445	1.490	1.540	1.570	1.565
保健衛生費（人口）	2.170	2.390	2.850	2.995	3.180	3.115
高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	1.992	1.966	1.953	1.769	1.778	1.796
農業行政費（農家数）	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383
商工行政費（人口）	2.470	2.475	2.480	2.415	2.420	2.427
徴税费（人口）	1.920	1.920	2.860	2.780	2.970	3.180
戸籍住民基本台帳費（戸籍数）	1.374	1.352	1.337	1.405	1.418	1.470
戸籍住民基本台帳費（世帯数）	2.160	1.980	1.940	2.140	2.510	2.260
地方再生対策費（人口）		15.000	15.000	15.000	15.000	
包括算定経費（人口）	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000

(資料) 同上（かっこ内は測定単位）

網掛けは前年度より上昇した係数

* このほか生活保護費、地域振興費（人口）は上限なし

* 雇用対策・地域資源活用推進費（2011年のみ）、地域経済・雇用対策費（2012年度～）についてはいずれも上限なし

5. 特別交付税の状況（資料2参照）

(1) 特別交付税について

地方交付税総額の6%を財源とする特別交付税は、一般的に①普通交付税算定で捕捉されなかった特別な財政需要②基準財政収入額の過大算定③普通交付税算定後に生じた特別な財政需要④その他特別事情に対して、交付、不交付に関わりなく配分される。交付時期は総額の3分の1を12月、3分の2を3月としており、前者が基本的に経年的に交付している分（ルール分）、後者がルール分およびその他という考え方で交付される。

各自治体への交付は、ルール分については総務大臣が定める算定に関する資料を国に提出してこれにもとづき決定される。なお、市町村については都道府県知事に提出し、知事がとりまとめて提出する。また、ルール分以外の特殊事情によるものについて

ては、都道府県にあっては総務省、市町村にあっては都道府県の地方課でヒアリングを受ける。

同交付税の算定に関する具体的な規定は特別交付税に関する省令に明記されており、算定方法は次のような考え方で配分されている。

○ 道府県算定

ルール項目＋準ルール項目＋個別項目－減額項目

ルール項目：経年的に特別交付税の算定項目の対象となっているもの。原則、省令において具体的な計算方法が明記されている項目

準ルール項目：計算方法が明記されているが、各自治体の財政事情等に応じて増減の余地があるもの

個別項目：各自治体の財政事情等に応じて勘案して交付されるもの

減額項目：不交付団体の財源超過額、収益事業収入、期末勤勉手当の超過支給分、等財源に余裕があると見なされる要素

○ 市町村算定

特定項目＋（準特定項目＋（一般項目－減額項目）－財源超過額）

特定項目：災害など各自治体の財政事情にかかわらず当然交付されるべき項目。控除対象から除かれる

準特定項目：生活保護や社会福祉など普通交付税の算定対象であるが、技術的理由などにより特別交付税で算定するもの。財源超過額の控除対象

一般項目：合併や病院などの特別需要で財源超過額および収益事業収入等の控除対象となるもの

* 兵谷芳康他著『地方自治講座8「地方交付税」』ぎょうせい、343～353ページ参照

特別交付税は特定の財政需要に対応するため、普通交付税のような普遍的な算定式に基づいていないことから、全くの国のお手盛りのような印象を受けるが、省令において算定の具体的な項目や算定方法が示されていることから、一定の客観性はある。それでも、実際に交付を受ける際には明細が付されるわけではないので、一円一銭ま

で交付の根拠を確認することはできないことから、国の裁量が働く程度は高い。

災害などの非常かつ地域的な財政需要に対し、地方交付税総額の一部を留保して国の裁量で配分するという仕組みは必要であるが、やはり最終的な配分額について予見可能性が低い領域は縮小すべきである。

なお、特別交付税の算定内容の実態を踏まえ、2011年度の地方交付税法の改正により、特別交付税の配分割合の引き下げが行われることとなった。その後、東日本大震災にともなう延長措置により、2014年度に5%、2015年度に4%と段階的に引き下げることになり、引き下げ相当分は普通交付税（需要額の地域振興費）に移行させる。

（2） 算定状況

2012年度の特別交付税総額は1兆473億円。前年度（1兆5,197億円）より4,724億円減少している。これは前年度が第一次、第二次の補正予算を通じて特別交付税の枠内で増額をはかったのに対し、2012年度は震災復興特別交付税が創設され、通常の特別交付税とは別枠で算定されたためである。12月算定では3,053億円（△42.3%）（うち道府県分901億円、市町村分2,152億円）、3月算定では7,420億円（△31.1%）（うち道府県分568億円、市町村分6,853億円）が配分された。

12月および3月算定を通じた交付総額の主な内訳は以下の通りである。

● 除排雪 448億円

地方自治体の除排雪経費の実態調査に基づき交付される。ただし、当該年度冬期に積雪量が平年を大幅に上回る自治体については、地方交付税法第16条第2項に基づき、2月18日に3月交付分の一部繰上交付が行われた。

● 台風・豪雨災害等 200億円

九州北部豪雨（7月）、台風16号・17号（9月以降）などへの対応

● 消防・救急 208億円

消防ヘリコプターの運営管理等

● 地域医療の確保 1,048億円

救命救急センター、周産期医療、結核医療等の項目における単価引き上げ

2008年度以降対応している不採算医療等の機能を担う公的病院に対する市町村の助成への交付

2011年度以降は公的病院等に対して助成を行っているすべての都道府県、市町村

に対して交付。2012年度は従来、前年度末の病床数をもとに算定していたものを、当該年度当初を基礎に交付を充実

- 地域交通の確保 505億円

民間バス会社への補助金、市町村営バスの運営費等

- 公営企業の経営基盤強化 410億円

簡易水道の法適化や統合、その他上下水道に要する経費

- 沖縄振興 57億円

2011年度に地方自治体向けの国庫補助金の一部を一括した地域自主戦略交付金が創設されたが、2012年度に沖縄向けの交付金を別立てとして、改めて「沖縄振興一括交付金」が創設された。同交付金は投資的経費にあてる「沖縄振興公共投資交付金」と経常的経費にあてる「沖縄振興特別推進交付金」で構成される。

経常的経費については8割に戦略交付金が充当され、残りの一般財源負担分の5割について特別交付税が補てんされる。2012年度については57億円が交付された。

- 普通交付税の月割り交付に伴う金利負担 0.5億円

2012年度の特例公債法案は通常国会での成立にいたらず、一般会計の財源確保が困難となり、一時的な予算執行の凍結にいたった。そのため地方交付税についても地方交付税法第16条第1項にもとづく9月の交付時期に、財源確保ができないため、当面の対策として道府県分の9月交付予定額を11月にわたり月割りで交付することになった。道府県では当面の支払い資金調達の必要性から、金融機関からの一時借入などを余儀なくされたため、予定外の金利負担が生じてしまった。総務省の調査により、この間⁽³⁾の金利負担は30道府県で総額4,900万円であることが判明し、その全額を補てんすることとした。

- 東日本大震災 293億円

被災地向けの復興交付金とは別に、全国的な防災・減災事業（ソフト事業）や被災地への職員派遣、地方公務員災害補償基金特別負担金など、被災自治体以外の関連事業経費に対する財政対策

(3) 東日本大震災復興特別交付税（資料3参照）

東日本大震災復興特別交付税（以下「復興特交」と呼ぶ）は震災の復興事業の自治

(3) 10月1日から11月1日の期間

体負担の軽減を目的に、地方交付税法等の一部改正にもとづき2011年に創設されたもので、①復興の直轄・補助事業にかかる地方負担②災害復旧事業③その他地方単独事業（中長期職員派遣、原発事故関連等）④地方税や使用料手数料等の減免・減収補てんが主な対象である。交付を要請する自治体は「復興交付金事業計画」を国に提出することが前提となる。

2011年度は第一次から第三次までの補正予算を経て、総額1兆6,635億円が計上され、このうち年度内交付が8,134億円。残額である8,501億円のうち7,136億円は2012年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費）、残り1,365億円は2012年度の新たな復興特交付算6,855億円の内数として再予算化された。さらに2012年9月成立の補正予算により1,214億円が加算され、交付金総額は1兆5,205億円となった。

2011年度から2013年度当初予算（6,198億円追加）までの復興特交の累積額は、2兆9,392億円に上り、このうち交付額は2011年度が8,134億円、2012年度は7,645億円で年度当初の残額は1兆3,613億円となる。

なお、地方自治法上、予算の通常の繰り越しは1年限りであるが、なおも自治体の執行が遅れた場合に総務大臣の認める範囲内で再繰り越しが可能となったため、2013年度も過去の復興特交の活用が可能となった。

復興特交の用途については2012年7月の総務大臣の記者会見で、国の復興財政措置の対象（つまり復興事業計画）外の庁舎の再建について、標準的な事業費について全額同交付税を交付し、これを超える事業費については全額地方債を充当し、後年度の元利償還金の70%を交付税算入（基準財政需要額へ算入）することになった。

これまで自己負担のみでやらざるを得なかった復興事業へも、制度の弾力的運用を通じて次第に財政支援の範囲が広がりつつある。

6. 2013年度算定と今後の展望について

本稿執筆中に2013年度普通交付税算定結果が公表された。そこで2012年度算定の総括とともに、今年度の普通交付税算定の結果概要と2014年度算定の展望について述べる。

（1）2012年度算定の総括

これまで述べてきた2012年度の算定結果の基本的構造は2011年度と変わらない。し

たがって、今回の給与削減問題を除けば、昨年（2012年）の自治総研4月号で述べた指摘事項の域を出ない。そこで昨年指摘した算定結果の4つの問題について再度述べておこう。

◆ **地財計画の包括的加算にもとづく総額確保と格差是正**

2011年度同様、地財計画においては給与関係経費および投資的経費の減少、社会保障関連経費の増加という傾向のなかで、地方財政の規模の縮減を包括的な臨時的経費である地域経済基盤強化・雇用等対策費を算入することで回避する構造となっている。

この包括的加算にもとづき、交付税算定でも包括的な臨時的経費である「地域経済・雇用対策費」を算入し、各経費でも「活性化対策費」として単位費用に包括的な経費を加算し、需要額全体のかさ上げをはかっている。しかも前者の臨時的経費は、先月号で解説したように町村などを多く抱える地方圏に傾斜配分する格差是正機能を織り込んでいる。

こうした算定手法は、地方交付税総額を確保し、各自治体の一般財源を支える重要な役割を果たしているが、あくまで2009年度以来講じられている臨時的対策であり、地財計画であれ、交付税算定であれ、制度の見直しとともに雲散霧消してしまうものであり、総額確保と配分の両面において極めて脆弱な側面をもっている。

この点では2013年度の地方公務員給与の臨時削減にともなう地財計画上の財政対策も同様であり、地域の元気づくり推進費（3,000億円）などにより総額削減を実態のない包括経費で一部繰り戻すものであり、しかも過去の行革実績にもとづき配分する手法をとっている（詳しくは自治総研6月号参照）。

いずれの場合も実態のない包括的経費を算入し、これを一定の指標で傾斜配分するものであり、財源保障の構造がその中身よりも、むしろ金額の差し引きによる技術偏重の総額確保や配分手法が常態化しつつある。

◆ **実態ベースの財源保障**

一方で人件費関連では、別枠加算とは対照的に実態ベースの算定傾向が強まっている。

地財計画や需要額算定における給与関係経費は、地方公務員給与実態調査をもとに、かつては国家公務員基準（ラスとの比較）や人事院勧告の伸び率などで「あるべき経費」を算定してきたが、ラスパイレス平均が100を切り、かつ人事院制度が揺らぐなかで、2011年度からは全国の人事委員会勧告の伸び率などを参照し、より

地方の実態に近い「ある姿」を算定ベースに採用している。

このことは各自治体の人件費への対応が、総体として地財計画などの財源保障枠を決定する有力な根拠となることを意味するものであり、自治総研6月号で述べたように給与削減の臨時的対応であっても、各自治体がこれにしたがい、全国的な給与水準の引き下げ実態を作り出せば、これが既成事実となり、財源保障枠の恒久的な縮減のきっかけを招来することが懸念される。

こうした状況は人件費にとどまらず、今後は、その他の経費においても同様の課題となるだろう。とくに分権改革の眼目の一つである、国の地方に対する義務付け、枠付けが見直されることは、勢い、財源保障の根拠であり、具体的な算定の枠組みの一部をなしてきた国の基準、標準の見直しを意味する。その際、当該事務事業が地方にとっての普遍的な行政であり、一定水準の確保に要する財源保障が必要であるならば、当該行政の実態をつくりだす地方自治体の取り組みが問われることになる。すなわち、財源保障枠の確保において、事実上、地方自治体の政策の質と量にわたる実証責任が重みを増してくるということである。

◆ 算定の平均化とターゲット化

市町村の補正係数の分析でみたように、経年的に補正係数による補正率は減少しており、2012年度についても同様の傾向がみられた。少なくとも市町村算定においては、通常の補正を通じた各自治体への個別的配分機能よりも、単位費用を基本とする平均的配分機能が中心となりつつある。2010年度の事業費補正の原則廃止や元利償還の単位費用による標準事業費算定化は、その象徴的な見直しといえる。

ただし、その一方で既述した地域経済・雇用対策費のように、通常の補正係数以外にいくつかの指標にもとづく係数を加え、一定の範囲の自治体への配分機能を高める算定を組み込んでいる。

交付税算定は平均化の方向とこれを補う配分のターゲット化という2つの方向のなかにある。

◆ 臨財債の財政調整機能

臨財債は財源不足基礎方式へと移行したことで、従来より財政調整機能を高めた。

この場合の財政調整機能という意味は、各自治体の財源不足を交付税と臨財債で補てんする比重を、自治体の財政力に応じて調整するということである。

本稿で明らかにしたように、臨財債発行可能額の計算は財源不足基礎方式を採用することで、財政力の高い自治体について、交付税から臨財債への振替率を高める

機能が充実したということができる。

すなわち算定の構造は、財政力の低い自治体には普通交付税で補てんする割合を高め、財政力の高い自治体には当面は地方債で対応してもらい割合を高めるということである。

理論的には、臨財債の元利償還金は100%交付税算入されることから、この算定の差は中期的には相殺されることになる。しかし、基準財政需要額はあくまで各種経費算定の積算の結果であり、他の算定の見直しにより総額が抑制されれば、たとえ元利償還金が算入されたとしても、実質的には自治体の自己負担となる可能性がある。

うがった見方をすれば、臨財債の算定方法の見直しは、財政力が高い自治体について、財源不足の一定程度を地方債で自己負担する構造を恒久化する意図があるのかもしれない。

(2) 2013年度の算定結果と今後の展望（資料4参照）

7月23日に今年度の普通交付税算定結果が公表された。地方公務員給与の臨時削減の交付税算定への影響が注目点である。

◆ 概況

普通交付税総額は16兆387億円（前年度比△2.2% 以下同）、道府県分が8兆4,251億円（△3.1%）、市町村分が7兆6,136億円（△1.3%）といずれも前年度比減となった。なお、臨財債を含む実質額の伸びは道府県分が△1.4%、市町村分が△0.1%と減少率は縮小した。

算定の結果、不交付団体数は臨財債の影響分⁽⁴⁾を除くと東京都と48市町村の計49団体と前年より1団体の増加にとどまった。このうち調整率⁽⁵⁾をかけた結果不交付になったのは神奈川県藤沢市、愛知県豊山町、宮崎県木城町である。一方、今年度、交付団体となった自治体のなかで1954年の制度発足以来初の交付団体となったのが鎌倉市である。同市は収入額がほぼ前年度並みとなるなかで、需要額のうち高齢者保健福祉費などの社会保障関係費の伸びなどが影響している。なお、臨財債

(4) 基準財政需要額から臨財債発行可能額を控除した結果、需要額が収入額を下回り、不交付団体となった自治体

(5) 地財計画の事前に決定した地方交付税（普通交付税）総額に実際の各自治体の算定結果による積算額を突き合わせるための割落とし率

の影響分を含めると不交付団体は54団体と前年度より1団体減少している。

◆ 算定要素別の状況

需要額を算定要素別に見ると、個別算定経費（地域経済・雇用対策費、地域の元気づくり推進費、公債費等除く）は道府県分が16兆8,800億円（△2.0%）、市町村分が17兆2,400億円（0.4%）。包括算定経費は道府県分が1兆5,246億円（△1.8%）、市町村分が2兆9,636億円（△2.9%）。地域経済・雇用対策費は道府県分が3,209億円（0.1%）、市町村分が4,015億円（0.0%）。地域の元気づくり推進費は道府県分が1,811億円、市町村分996億円といずれも皆増。公債費等は道府県分が2兆9,861億円（4.6%）、市町村分が2兆8,167億円（3.1%）であった⁽⁶⁾。

以上の総額から臨財債振替相当額を控除した結果、算定上の需要額は道府県分が18兆458億円（△0.8%）、市町村分が21兆1,551億円（0.4%）となり、道府県分は小幅な減少、市町村分は小幅な増加となった。

一方、収入額は道府県分が9兆6,088億円（1.5%）、市町村分が13兆5,274億円（1.5%）と道府県分は3年連続増、市町村分は2年ぶりの増加となった。

需要額、収入額の伸びから、普通交付税の減少は道府県分では需要額の減少と収入額の増加、市町村分では収入額の増加が要因となっており、いずれも収入額の増加の影響が大きい。

◆ 増減の主な要因

需要額の増加要因については、道府県分、市町村分とも、社会福祉費や高齢者保健福祉費などの社会保障関連の単位費用が伸びたことが大きい。そのほか、今回の暫定措置である地域の元気づくり推進費の皆増、公債費における臨財債償還費の増額などが寄与している。

減少要因については、資料では給与費の削減によるとしている。その影響が交付税算定において大きいことは確かであるが、各単位費用に占める給与費の割合はさまざまで、いくら主要因としても給与費の削減だけで説明することはできない。

一方、収入額の増加要因については、道府県分は道府県民税所得割、法人事業税、軽油引取税、地方法人特別譲与税。市町村分は市町村民税所得割および法人税割、固定資産税、市町村たばこ税であり、景気回復局面に入り一定の増収効果が表れている。

(6) 各伸び率は今年度の財源不足団体を基準に前年度と比較したものである。

減少要因については、道府県分は道府県たばこ税、自動車税、市町村分は自動車取得税交付金、自動車重量譲与税である。

◆ 算定結果をどうみるか

以上のように、今年度の普通交付税の伸び率は収入額の増加の影響が大きく、需要額の減少は給与の臨時削減の影響が比較的大きく表れる道府県分のみである。

道府県分、市町村分いずれにおいても、給与の臨時削減が需要額の減少要因ではあるが、福祉関連経費や公債費関連の増加により、交付税へのマイナスの影響は、道府県、市町村においても相当程度緩和されており、給与削減の影響は算定結果を総合的にみると限定的であるといえよう。その点で給与削減の措置だけにとらわれ、交付税の増減をみることには慎重になるべきである。

また、都道府県別あるいは自治体別にみると算定結果にはばらつきがあり、一概に全国平均の状況で判断することはできない。たとえば、需要額の前年度比の伸びを都道府県別にみると、道府県分では最大が愛知県の4.1%、最小が長崎県の△2.1%、臨財債を含む実質的伸びでみると最大が大阪府の1.3%、最小が宮城県および沖縄県の△1.2%である。一方、市町村分では、不交付団体のある都道府県および不交付団体数の変動があった県を除く24県⁽⁷⁾についてみると、最大が沖縄県の1.7%、最小が高知県の△0.8%、実質的伸びでは最大が沖縄県の2.1%、最小が高知県の△0.5%となった。

これらは、給与削減の共通要因だけでなく、測定単位や補正係数の影響、福祉関連の需要額の算定結果など、さまざまな要因が複合した結果である。したがって全国的あるいは都道府県別の平均的傾向だけで、個別自治体の状況は全く判断できない。ましてや給与削減の影響を算定のなかで厳密に抽出できないことからすれば、今回の増減の状況から給与削減を過大評価すべきではない。

算定結果が明らかになった今、自治体関係者が検討すべきことは、第一に今年度

(7) 公表されている都道府県別の臨財債の発行可能額は不交付団体も含んでおり、一方で需要額は財源不足団体の数値であることから、都道府県別の実質的な需要額を算定する際に、両者を単純に合計することはできない。したがって、不交付団体が存する都道府県を除いて分析した。また、前年度に不交付団体があり、今年度それがゼロとなった都道府県も前年度費の伸び率が正確にとらえられないため除外した。

なお、分析対象とした24県は以下の通りである。

岩手県、秋田県、山形県、栃木県、富山県、石川県、岐阜県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県

の算定結果の詳細な要因分析。第二に、言うまでもないことであるが、今年度の地方税等、地方交付税、臨財債を含めた一般財源総額の現状把握とその充当見通しである。人件費の問題はおおむね判明した一般財源見通しのなかで再度検討されるべきであり、今回のような国の求める削減率やラスパイレス指数などにもっぱら依拠することは、国の行革に積極的に協力しているに過ぎない。

(3) 来年度の財源保障の展望

◆ 国の財見通し、来年度予算の方針と地方財政

来年度の財源保障を占う上で、国の来年度予算に対する方針が要点となる。当面は8月8日に閣議了承される国の中期財政計画および来年度概算要求基準の内容であろう。

今後の財政運営の道筋を示す中期財政計画は、毎年度の予算編成におけるマクロの基本的ルールを定めるもので、前政権のもとでは一般歳出71兆円、新規国債発行44兆円以内という目安があった。

8月2日開催された経済財政諮問会議では、その骨子案が示され、今後10年間で平均名目GDP成長率3%、実質GDP成長率2%程度という目標をかかげ、同時に財政運営について国と地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）の赤字を現在の34兆円から2015年度までに17兆円に半減し、2020年度までに黒字化を目指すとしている。ただし、具体的な方法については示されていない。

概算要求基準については、現時点で消費税引き上げの可否が不透明であることから、一般歳出等の上限を明示せず、一般会計ベースで社会保障の伸びを前年度費1兆円増とした上で、その財源捻出のために公共事業等の裁量的経費を10%程度削減するとしている。ただし、別途、成長戦略等にかかる特別枠を設けて、削減分を上回る予算要求を可能としており、大幅な予算拡大の可能性がある。

安倍首相が消費税引き上げの判断を今秋に行う方針から、政府の予算の査定も増税決定前と後の二段階で行う予定である。

こうしたなかで人件費などの義務的経費や地方交付税がどのように扱われるかが注目される。

参議院選大勝後の安倍政権にとって最大の懸念材料は、来年4月に予定されている消費税の8%引き上げにともなう景気悪化で内閣支持を一気に失うことであろう。プラス成長を演出する限りにおいて「アベノミクス」は賞賛のキーワードであるが、

消費増税をきっかけに景気悪化に転じれば、「三本の矢」は政権批判の矢となって返ってくる。これを極力避けたい政権としては、概算要求段階では財政運営の手綱を緩めていたいというところである。したがって、内閣は中期財政計画の閣議決定を秋に先送り、概算要求基準はあいまい、消費税増税も多様な可能性を検討するといった立ち回りを演じている。

その一方で、規制緩和をはじめとする小さな政府指向の安倍政権の性格、財政制度等審議会の建議などにおける財政再建路線への方針、今年6月の先進国首脳会議（G8）における日本の財政再建への関心の高さなどを踏まえると、むしろ財政再建路線が強まる可能性もある。今後、現政権が財政再建路線をいつ、どの程度とるかによって、来年度の地方財政見通しが変わってくるだろう。

その皮切りとなる8月末締め切りの概算要求で、総務省がいかなる地方財政の見通しのもと、どの程度の地方交付税を要求するかが、まずは注目される。

◆ 地財計画における地方公務員給与削減の復元問題

まさに来年度の国の予算編成動向とかかわってくるのが、今年度の地方公務員給与の臨時削減にともない削減された地財計画規模の復元問題である。まず、建前からすれば2年間の国家公務員の給与引き下げが終了する来年度は、これに準ずる扱いを求められた地方公務員給与についても地財計画上の復元は当然である。

ただし、国の来年度予算編成にあたり、財務省は地方交付税の削減を強く求めてくることは必至であり、年末の地方財政見通しと地方交付税総額決定をめぐる地財対策では、復元に対して、地方公務員給与の引き下げ実態を盾に厳しい態度で望んでくるだろう。

◆ 地方交付税改革の懸念

このほか、地方交付税改革をめぐっては2点、国の動向で留意点がある。まず、第一にいわゆる別枠加算の見直し問題、第二に地方交付税のいわゆるインセンティブ算定の再導入である。これらは財務省の財政制度等審議会の建議で提言され、経済財政諮問会議でも新藤総務大臣をはじめ検討の必要性が認識されている。

まず、別枠加算の見直し問題は、既述のように地財計画では現在「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として1.5兆円、これをもとに地方交付税の算定では「地域経済・雇用対策費」が包括算定されている。財務省は財政制度等審議会の建議を通じて、この別枠加算の廃止を提言しており、経済財政諮問会議でも議論の俎上にのせられている。

筆者はこれまでにしばしば指摘してきたことであるが、そもそも臨時的かつ包括的な経費で地財計画や地方交付税総額を確保する方法は、その経費に対する財源保障の根拠を問われたときに極めて脆弱である。地方にとって、少なくとも現行の地財規模が必要であれば、必要経費を地方側から具体的に示すべきである。今後、この別枠加算のあり方の議論は避けることができないものとなろう。

第二の地方交付税におけるインセンティブ算定の再導入というのは、何らかの指標にもとづき、各自治体の実績に応じて地方交付税の補正係数を通じて割り増し算定するものである。かつて小泉内閣時の2005年度に一定期間の歳出削減実績にもとづく行革インセンティブ算定が導入され、2007年度には出生率や農業算出額などを指標とする「頑張る地方応援プログラム」により算定を充実させた。

同プロジェクトは2009年度に終了し、段階的に各種インセンティブ算定は縮小されたが、現在でも行革インセンティブについては存置されている。

現在検討されているのは、こうした各種指標にもとづく算定を復活させるものと推察される。

このような国が何らかの方向に政策誘導する目的をもった算定は、標準的な行政に要する一般財源を保障する地方交付税制度の趣旨からして不適切であり、地方交付税のいわば集権化ともいえるこうした動きは容認しがたい。

◆ 今、地方ができること

安倍政権になってから、どうやら地方財政の領域に国の思惑が強く働くようになってきている。もちろん、国から地方への財源の移転をとまなうものは、何らかの国の関与がともなうことは避けられないが、いやしくも地方自治、地方分権の時代に国の一方的な動きは看過すべきではない。

いみじくも国と地方の協議の場が法定化された今日においては、地方財政のあり方をめぐる協議を積極的に求めていくべきである。現行制度では会議の招集権限は内閣総理大臣にあるが、協議の場のメンバーである地方六団体の代表者（会議の議員）は、総理大臣に対し、具体的な事項を付して臨時的な協議の開催を求めることができる。現首相が地方分権に高い関心があるとは思えないが、重要案件として地方財政関連の協議を求めていくことが必要である。

地方の参画の可能性はこれだけにとどまるものではない。自治体ごとの政府や国

会への働きかけとして、たとえば地方自治法第99条の地方議会の国への意見陳述権⁽⁸⁾や地方交付税法第17条の4の地方交付税の額の算定方法に関する国への意見の申出権⁽⁹⁾の行使も手段としてあり得る。こうした草の根的な取り組みがネットワークとして広がれば、これを国政が無視することはできないだろう。

すでに過去の拙稿で繰り返し述べているが、財源保障を含め地方財政に対する国の影響力に対抗するには、地方側が能動的かつ積極的に行動するしかない。給与削減問題を含む来年度へ向けた国の地方財政見通しは、地方側の姿勢にかかっている。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

キーワード：普通交付税算定結果／特別交付税／段階補正／
地方公務員給与削減／補正率

【参考文献】

- 澤井勝「2013年度地方財政対策とその課題 中心は地方公務員給与の削減と生活保護費切り下げ」『自治総研』2013年3月号
- 高木健二「2013年度地財計画と地方財政」『自治総研』2013年4月号
- 飛田博史「地方公務員給与削減の地方交付税算定への影響について」『自治総研』2013年6月号
- 地方財務協会『地方財政』2012年、2013年各号
- 総務省「地方交付税算定計数資料」各年度

(8) 地方自治法第九十九条

普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

(9) 地方交付税法第十七条の四

地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十三条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

<資料2>

報道資料



平成 25 年 3 月 22 日

平成 24 年度特別交付税交付額の決定

総務省は、平成 24 年度特別交付税の 3 月交付額として 7,420 億円を交付することとしました。
この結果、平成 24 年度特別交付税額は 10,473 億円（対前年度比は▲31.1%）となります。

1 交付額

（単位：百万円、%）

区 分	平成 24 年度		平成 23 年度		伸 率 A/B
	3 月交付額	交付総額 A	3 月交付額	交付総額 B	
道府県分	56,765	146,834	56,897	485,643	▲69.8
市町村分	685,268	900,488	682,403	1,034,088	▲12.9
大都市	18,421	36,956	18,853	53,405	▲30.8
都 市	494,816	633,046	489,449	711,943	▲11.1
町 村	172,031	230,486	174,101	268,741	▲14.2
合 計	742,033	1,047,322	739,300	1,519,731	▲31.1
東日本大震災関係除く	730,862	1,018,066	732,019	1,011,828	0.6

2 交付総額における主な算定項目

（ ）内は平成 23 年度数値

- (1) 除排雪※ 448 億円 (478 億円)
※ 普通交付税を含む地方交付税総額は 1,876 億円（平成 23 年度は 1,800 億円）
- (2) 台風・豪雨災害等(九州北部豪雨、台風第 16 号・台風第 17 号等) 200 億円 (302 億円)
- (3) 消防・救急 208 億円 (200 億円)
- (4) 地域医療の確保（公立病院等） 1,048 億円 (1,031 億円)
- (5) 地域交通の確保 505 億円 (478 億円)
- (6) 公営企業の経営基盤強化（上下水道等） 410 億円 (393 億円)
- (7) 沖縄振興（沖縄振興特別推進交付金） 57 億円 (新規)
- (8) 普通交付税の月割り交付に伴う金利負担 0.5 億円 (新規)
- (9) 東日本大震災関係（被災地域の応援、被災者の受入れ等） 293 億円 (5,079 億円)

3 日 程

- 平成 25 年 3 月 22 日（金）交付決定、閣議報告
- 平成 25 年 3 月 25 日（月）現金交付

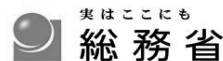
連絡先

自治財政局財政課 梶、佐藤、松瀬
代 表 03 - 5253 - 5111
直 通 03 - 5253 - 5613
F A X 03 - 5253 - 5615

（資料） 総務省ホームページ報道資料より抜粋

＜資料3＞

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 25 年 3 月 22 日

平成 24 年度震災復興特別交付税交付額の決定

総務省は、東日本大震災による被災団体等に対して、地方交付税法附則第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年度震災復興特別交付税の 3 月交付額として 4,803 億円を交付することとしました。
この結果、平成 24 年度震災復興特別交付税額は 7,645 億円（対前年度比▲6.0%）となります。

1 交付額

(単位：百万円、%)

区 分	平成 24 年度		平成 23 年度 交付総額 (B)	伸 率 (A/B)
	3 月交付額	交付総額(A)		
道府県分	297,328	444,231	486,722	▲8.7
市町村分	183,014	320,305	326,726	▲2.0
合 計	480,342	764,536	813,449	▲6.0

2 交付総額における主な算定項目

(1) 直轄・補助事業に係る地方負担額	() 内は平成 23 年度数値 3,980 億円 (5,221 億円)
(主な内訳)	
▪ 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	636 億円
▪ 東日本大震災復興交付金	626 億円
▪ 河川・道路・港湾整備事業	488 億円
(2) 単独災害復旧事業費	712 億円 (1,656 億円)
(主な内訳)	
▪ 河川・道路	180 億円
▪ 港湾	93 億円
▪ 農林漁業施設	92 億円
(3) 中長期職員派遣、職員採用	207 億円 (48 億円)

(資料) 総務省ホームページ報道資料より抜粋

(4) 原発事故関係（除染、風評被害対策等）	109 億円（ 47 億円）
(5) 津波被災地域の住民の定着促進	1,047 億円（ 新規 ）
(6) 地方税等の減収額	542 億円（1,005 億円）
▪ 地方税法等の特例措置による地方税の減収額	417 億円
▪ 条例による地方税等の減免額	125 億円
(7) 平成 23 年度分の過大・過少算定額等	▲80 億円（ ー ）

3 日 程

平成 25 年 3 月 22 日（金）交付決定、閣議報告

平成 25 年 3 月 25 日（月）現金交付

（参考 1）

平成 24 年度震災復興特別交付税は、平成 24 年 9 月及び平成 25 年 3 月に決定・交付。

（「地方団体に対して交付すべき平成 24 年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」第 1 条第 1 項）

（参考 2） 平成 24 年度震災復興特別交付税総額

平成 23 年度からの繰越額	8,501 億円
平成 24 年度当初予算	5,490 億円（※）
平成 24 年度補正予算	1,214 億円
計	15,205 億円

※ 平成 24 年度震災復興特別交付税における年度調整分 1,365 億円を除く。

連絡先

自治財政局財政課復興特別交付税室

梶、酒井、佐藤、松尾

代 表 03 - 5253 - 5111

直 通 03 - 5253 - 5612

F A X 03 - 5253 - 5615

<資料4>

平成25年度 普通交付税の決定について

交 付 額

(単位:億円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度	伸 率
道府県分	84,251	86,932	△3.1
市町村分	76,136	77,141	△1.3
合 計	160,387	164,073	△2.2

地域の元気づくり推進費

地域の活性化等の緊急の課題に対処する観点から、「地域の元気づくり推進費」を計上。

区 分	算 定 額
道府県分	1,950億円
市町村分	1,050億円
合 計	3,000億円

(資料) 総務省ホームページ「平成25年度普通交付税の決定について」より抜粋

平成25年度 普通交付税の算定結果 (財源不足団体)

1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額

(単位: 億円、%)

区 分	道 府 県 分		市 町 村 分		
	平成25年度	対前年度伸率	平成25年度	対前年度伸率	
基準 財政 需要 額	個別算定経費 (c、d、e除き) a	168,800	△2.0	172,400	0.4
	包括算定経費 b	15,246	△1.8	29,636	△2.9
	地域経済・ 雇用対策費 c	3,209	0.1	4,015	0.0
	地域の元気づ くり推進費 d	1,811	皆増	996	皆増
	公債費等 e	29,861	4.6	28,167	3.1
	臨時財政対策 債振替相当額 f	38,470	2.4	23,662	3.9
	合 計 (a+b+c+d+e -f) g	(218,927) 180,458	(△0.3) △0.8	(235,213) 211,551	(0.7) 0.4
基準財政収入額	96,088	1.5	135,274	1.5	
交付基準額	84,370	△3.3	76,276	△1.6	
普通交付税額	(122,720) 84,251	(△1.4) △3.1	(99,799) 76,136	(△0.1) △1.3	

- (注) 1 ()書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。
 2 平成25年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。
 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。
 4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

2 算定結果の特徴

道府県分及び市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の全体的な傾向は、次のとおりである。

区 分		道 府 県 分	市 町 村 分
基準財政需要額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉費の障害者自立支援給付費負担金 ・ 高齢者保健福祉費(65歳以上人口)介護給付費負担金 ・ 高齢者保健福祉費(75歳以上人口)の後期高齢者医療給付費負担金 ・ 地域の元気づくり推進費の新設 ・ 臨時財政対策債償還費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉費の障害者自立支援給付費負担金 ・ 住民税の年少扶養控除廃止等による追加増収分等への対応(子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金等を活用した国庫補助事業の一般財源化)、予防接種法に基づく定期接種(一類疾病分)に係る公費負担の範囲の見直し ・ 高齢者保健福祉費(65歳以上人口)の介護給付費負担金 ・ 高齢者保健福祉費(75歳以上人口)の後期高齢者医療給付費負担金 ・ 地域の元気づくり推進費の新設 ・ 臨時財政対策債償還費
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与費
基準財政収入額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道府県民税所得割 ・ 法人事業税 ・ 軽油引取税 ・ 地方法人特別譲与税 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村民税所得割 ・ 市町村民税法人税割 ・ 固定資産税 ・ 市町村たばこ税
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道府県たばこ税 ・ 自動車税 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車取得税交付金 ・ 自動車重量譲与税

3 主な算定方法改正点

1 地方公務員給与費に係る基準財政需要額の算定

平成25年度の地方公務員給与費に係る基準財政需要額については、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として算定(関係費目の単位費用を改正)。

2 「地域の元気づくり推進費」の算定(3,000億円程度)

地方財政計画に計上された「地域の元気づくり事業費」(3,000億円)については、地域の活性化等の緊急の課題に対処する観点から、普通交付税の基準財政需要額として、新たに臨時費目「地域の元気づくり推進費」を設けて、全ての地方団体について、地域の活性化等への取組に必要な財政需要を、人口を基本として算定(基礎額)。

その際、これまでの人件費削減努力を給与水準(国の給与削減前のラスパイレース指数)と職員数削減の要素で加算。

	基礎額	人件費削減努力による加算		計
		ラスパイレース指数	職員数削減	
道府県分	650億円程度	650億円程度	650億円程度	1,950億円程度
市町村分	350億円程度	350億円程度	350億円程度	1,050億円程度

3 東日本大震災の被災団体に対する算定上の特例(35億円程度)

東日本大震災の被災団体に対して、小・中学校費、高等学校費及びその他の教育費(幼稚園)の算定において、平成23年度及び平成24年度に引き続き特例的な措置を講じ、財政運営に支障が生じないよう配慮。

4 臨時財政対策債の配分方式

臨時財政対策債発行可能額の配分については、平成25年度から、全て財源不足額を基礎として算出。

平成25年度 普通交付税交付額(道府県分・市町村分)

(単位：百万円)

都 道 府 県	道 府 県 分				市 町 村 分			
	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1,113,151	439,917	673,234	672,498	1,364,536	573,392	791,144	790,241
青 森	314,431	98,966	215,465	215,257	314,425	120,800	193,625	193,417
岩 手	320,983	104,035	216,948	216,735	321,691	129,662	192,030	191,817
宮 城	361,815	205,178	156,637	156,397	445,927	267,926	178,002	177,707
秋 田	268,220	75,391	192,830	192,652	286,576	98,624	187,952	187,762
山 形	266,118	87,895	178,223	178,047	255,244	111,252	143,992	143,823
福 島	370,394	176,247	194,147	193,902	407,866	212,320	195,546	195,277
茨 城	437,685	273,988	163,697	163,408	486,126	334,614	151,513	151,191
栃 木	312,885	187,856	125,029	124,822	331,886	246,579	85,307	85,087
群 馬	304,872	175,569	129,303	129,101	356,098	236,672	119,426	119,190
埼 玉	775,405	589,448	185,957	185,444	970,178	828,970	141,207	140,566
千 葉	683,712	526,144	157,568	157,116	836,387	687,699	148,688	148,135
東 京	1,976,477	1,768,841	-	-	425,609	372,181	53,428	53,146
神奈川	874,797	813,867	60,931	60,352	1,285,695	1,221,167	64,528	63,680
新 潟	464,964	192,485	272,480	272,172	510,669	259,104	251,565	251,227
富 山	225,855	97,788	128,068	127,919	214,564	131,039	83,525	83,383
石 川	232,683	103,790	128,893	128,739	242,111	138,132	103,979	103,819
福 井	201,779	74,443	127,336	127,202	157,534	97,629	59,904	59,800
山 梨	204,763	76,486	128,277	128,141	181,970	90,591	91,379	91,258
長 野	392,126	177,725	214,402	214,142	481,449	236,773	244,677	244,358
岐 阜	343,691	176,346	167,345	167,118	400,908	239,038	161,869	161,604
静 岡	496,720	344,447	152,274	151,945	579,055	481,360	97,695	97,312
愛 知	820,885	756,069	64,816	64,272	951,948	860,758	91,190	90,561
三 重	303,894	169,799	134,095	133,894	340,424	221,900	118,524	118,299
滋 賀	234,487	123,728	110,759	110,604	250,565	167,764	82,802	82,636
京 都	373,891	203,162	170,729	170,481	455,472	304,826	150,646	150,345
大 阪	1,052,733	770,390	282,343	281,646	1,426,871	1,166,466	260,405	259,461
兵 庫	761,161	459,464	301,697	301,193	980,932	692,361	288,571	287,922
奈 良	243,244	97,794	145,450	145,290	249,944	137,608	112,336	112,171
和歌山	231,557	70,528	161,029	160,876	213,670	102,293	111,377	111,236
鳥 取	177,823	42,693	135,130	135,013	141,589	55,682	85,908	85,814
島 根	235,138	53,705	181,433	181,277	211,311	70,801	140,509	140,370
岡 山	318,522	152,427	166,095	165,884	402,483	227,155	175,328	175,062
広 島	423,107	238,750	184,357	184,077	545,997	348,811	197,186	196,825
山 口	286,844	115,677	171,166	170,977	289,693	157,952	131,741	131,549
徳 島	211,137	63,291	147,846	147,707	175,064	85,670	89,394	89,278
香 川	197,662	86,971	110,691	110,560	191,521	113,102	78,418	78,292
愛 媛	273,146	107,420	165,726	165,545	300,275	150,399	149,876	149,677
高 知	221,903	50,662	171,241	171,095	199,897	70,266	129,631	129,499
福 岡	675,272	399,913	275,360	274,913	897,614	576,901	320,713	320,119
佐 賀	205,401	63,470	141,931	141,795	175,026	81,138	93,888	93,773
長 崎	307,274	92,464	214,810	214,607	331,535	128,688	202,847	202,628
熊 本	338,252	125,147	213,105	212,881	390,987	175,381	215,606	215,347
大 分	258,012	87,923	170,089	169,919	259,658	124,282	135,376	135,204
宮 崎	261,014	79,121	181,894	181,721	247,163	106,242	140,921	140,759
鹿 児 島	380,952	115,981	264,971	264,719	407,373	158,615	248,758	248,489
沖 縄	285,410	84,219	201,191	201,003	261,549	126,844	134,704	134,531
合 計	20,022,251	11,377,618	8,644,634	8,425,059	21,155,065	13,527,430	7,627,635	7,613,645

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。
 2. 東京都分については、特別区分と合算して算定され、合算後は財源不足額が生じていないため「-」と表記している。
 3. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。

地域の元気づくり推進費の算定について

基本的な考え

- 地域の元気づくり推進費（3,000億円程度）については、地方交付税において普通交付税の基準財政需要額として算定を行う。
- 地域の活性化等の取組に必要な財政需要に対して、人口を基本として基礎額を算定する。
- これまでの人件費削減努力を給与水準（国の給与削減前のラスパイレス指数）と、職員数削減の要素で加算。

算定額等

- 3,000億円程度

	基礎額	人件費削減努力による加算		計
		ラスパイレス指数	職員数削減	
都道府県分	650億円程度	650億円程度	650億円程度	1,950億円程度
市町村分	350億円程度	350億円程度	350億円程度	1,050億円程度

ラスパイレス指数について

- ・「H24年度（H24.4.1現在の国の給与削減前のラスパイレス指数）」と「H20～H24年度のラスパイレス指数の平均値」の小さい方を用いて、100を下回る度合いに応じて割り増して算定を行う。
- ・H24年度のラスパイレス指数が100以上の場合は割り増しは0。

職員数削減について

- ・全国の職員数がピークであった5年間（H5～H9）の平均職員数と、H20～H24年度の平均職員数による削減率に応じて割り増して算定を行う。
（都道府県の平均削減率 △13.6% 市町村の平均削減率△17.8%）
※国基準の定数増（教職員、警察官）の影響を除外
※合併市町村については、市町村職員数に一部事務組合の職員を加算
- ・H20～H24年度の平均職員数が増加している場合は割り増しは0。

平成25年度 地域の元気づくり推進費算定額

(単位:百万円)

都道府県	都道府県分	市町村分
北海道	18,267	6,177
青森	2,096	2,010
岩手	2,244	2,069
宮城	2,126	2,780
秋田	1,718	1,927
山形	1,368	1,379
福島	2,323	1,839
茨城	2,564	3,022
栃木	3,876	1,524
群馬	1,623	1,611
埼玉	5,664	3,865
千葉	5,199	3,119
東京	13,848	5,957
神奈川	8,767	3,780
新潟	2,263	3,473
富山	1,764	1,139
石川	1,616	1,646
福井	1,144	1,127
山梨	1,027	1,295
長野	3,342	2,654
岐阜	5,787	2,673
静岡	3,258	2,443
愛知	6,108	4,316
三重	2,978	1,609
滋賀	1,713	1,173
京都	3,112	1,912
大阪	27,411	7,102
兵庫	8,613	3,869
奈良	2,026	1,711
和歌山	1,549	1,172
鳥取	2,794	807
島根	3,312	920
岡山	7,253	1,677
広島	4,122	1,971
山口	1,672	1,076
徳島	3,137	1,018
香川	2,417	1,092
愛媛	1,908	1,873
高知	2,030	1,078
福岡	4,759	3,058
佐賀	1,168	1,178
長崎	1,890	1,427
熊本	1,844	2,071
大分	1,646	809
宮崎	2,048	998
鹿児島	4,740	1,909
沖縄	2,828	1,635
合計	194,960	104,967

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

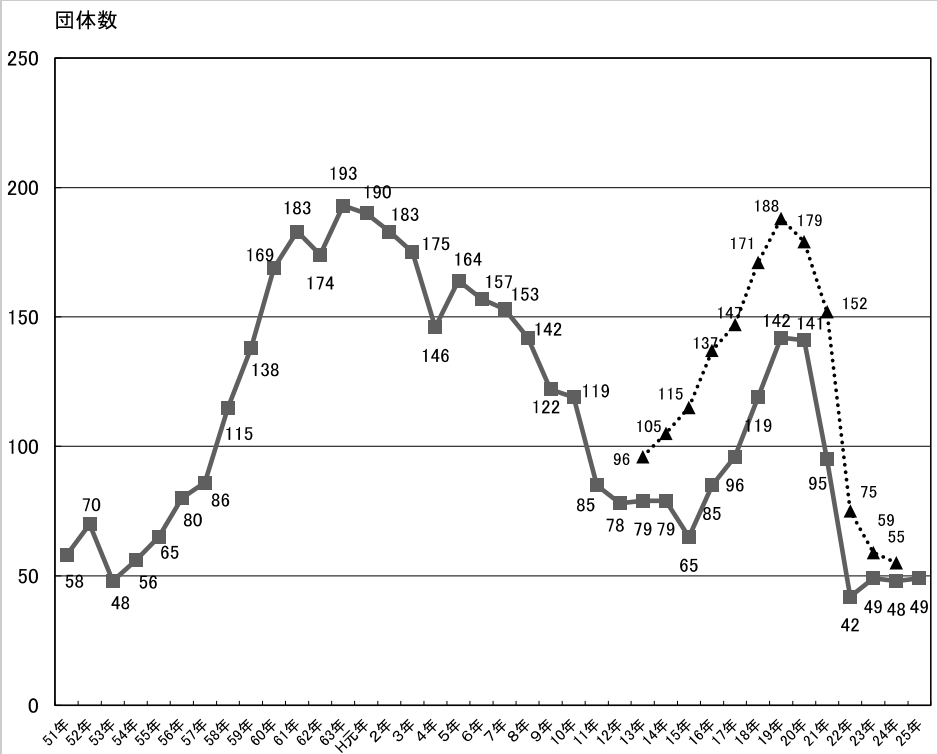
平成25年度 不交付団体の状況

不交付団体数

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
都 道 府 県	1	1	1
市 町 村	48	47	48
合 計	49	48	49

(注1) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。
 (注2) 平成24年度、23年度は臨時財政対策債への振替の結果不交付となった団体を除く。

不交付団体数の推移(都道府県+市町村)



(注) 点線は臨時財政対策債への振替の結果、不交付となった団体を含む推移

平成25年度普通交付税不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

道府県	不交付団体名	不交付 団体数	(参考1) H24不交付団体 →H25交付団体	(参考2) H24臨時財政対策債の 影響による不交付団体
北海道	泊村	1		
青森県	六ヶ所村	1		
宮城県		0	女川町	
福島県	大熊町	1		
茨城県	神栖市 * 東海村	2		
群馬県		0	上野村	
埼玉県	戸田市	1		三芳町
千葉県	成田市 * 浦安市 袖ヶ浦市	3		市原市 市川市
東京都	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 多摩市	6		
神奈川県	藤沢市 厚木市 中井町 箱根町	4	清川村	鎌倉市
新潟県	聖籠町 刈羽村	2		湯沢町
福井県		0	おおい町	
山梨県	昭和町 忍野村 山中湖村	3		
長野県	軽井沢町	1		
静岡県	御前崎市 * 裾野市 長泉町	3		
愛知県	碧南市 刈谷市 豊田市 * 安城市 小牧市 東海市 大府市 みよし市 長久手市 大口町 飛鳥村 幸田町 豊山町	13	武豊町	碧南市 長久手市
三重県	川越町	1		
滋賀県	竜王町	1		
京都府	久御山町	1		
大阪府	田尻町	1		
福岡県	苅田町	1		
佐賀県	玄海町	1		
宮崎県	木城町	1		

市町村合計 48団体 (平成24年度47団体(参考2の団体を含めると54団体))

3 合計 49団体

(注)1 平成25年度において新たに不交付団体となった市町村は、神奈川県藤沢市、神奈川県中井町、静岡県裾野市、愛知県碧南市、愛知県長久手市、滋賀県竜王町の6団体である。

(愛知県碧南市及び愛知県長久手市は、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債発行可能額に振り替えた結果、平成24年度において不交付団体となったものである。)

2 神奈川県藤沢市、愛知県豊山町、宮崎県木城町は、財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。

3 * 印は、平成25年度の一本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村である。(4団体)

4 (参考2)の団体は、平成24年度において基準財政需要額の一部を臨時財政対策債発行可能額に振り替えた影響で、不交付団体となった団体である。